

岩手県農業研究センター内支障物撤去工事 特記仕様書

1 業務内容

- (1) 施工場所 北上市成田地内
- (2) 施工期限 契約締結日の翌日から令和8年2月27日まで
- (3) 工事内容 支障物撤去 一式（設計書、図面、支障物件リストのとおり）

2 現場代理人及び主任技術者の配置

受注者は建設業法に基づき、本工事における現場代理人及び主任技術者を定め、発注者に提出するものとする。

3 届出手続き等

施工上必要な届出、手続等は速やかに行い、その費用は全て受注者の負担とする。

4 留意事項

- (1) 従事者は、業務の内容を十分に行い得る者で、かつ十分な経験を有する者を充てること。
- (2) 施工及び支障物等の搬出にあたっては、事前に発注者と協議の上、安全対策に十分配慮すること。
- (3) 作業時間は、午前8時30分から午後5時までとすること。
- (4) 施工に際しては、細心の注意を払うものとし、万一、建物や設備等に損傷を与えた場合は、受注者の責任において現状に復するものとする。
- (5) 作業箇所の周辺は常に整理整頓を行い、農業研究センターの執務に支障がないよう留意すること。

5 発生材処分

- (1) 発生材は場外に搬出し、関係法令に従い適切に処理すること。
- (2) 伐採した立木を有価物として他社へ売却した場合は、売却額を工事金額から控除するものとし、売却額がわかるように伝票の写しを提出すること。
- (3) 本業務に関わる発生材は、関係法令等に従い適正に処理するとともに、マニフェスト票が必要となった場合は提出すること。

6 提出書類等

- (1) 本工事が完了したときは、写真（作業前と完了後、各作業の状況写真）を1部提出する。
- (2) その他必要な書類については、監督員と打合せのうえ決定するものとする。

7 その他

- (1) 本業務に係る電気、水道の使用については、発注者が負担するものとする。必要に応じて、駐車場、トイレの利用も可とする。
- (2) 本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。